

## [事案 2021-56] 損害賠償請求

・令和3年12月8日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の告知妨害を理由に、既払込保険料相当額等の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和2年6月から7月まで髄膜腫により入院したため、令和元年7月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。しかし、以下の理由により、既払込保険料相当額および診断書代を損害賠償してほしい。

- (1) 募集人には告知受領権がないことの説明を受けなかった。
- (2) 募集人に対し、脳の手術歴があつて経過観察の診察を受けていることや、腰痛や膝に水が溜まっていることで毎月病院に通っていることを伝えていたが、募集人は、告知が必要であることを説明せず、5年以上前の病歴は告知義務がないと説明した。
- (3) 募集人は、告知書作成の際、自分に代わって告知詳細内容を入力したが、伝えた持病の内容を入力しなかった。また、告知書の書き方が分からなかったため、募集人が必要ないと説明した事項については、告知の必要がないのだと考えた。
- (4) 正しく手続きを行っていれば、本来は契約できなかつたにもかかわらず、募集人の説明に従った結果、契約に至つたのは問題である。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、告知受領権がないことについて、注意喚起情報を用いて口頭で説明している。
- (2) 募集人は、申立人から、15年以上前に脳の手術を受けたことや、現在、膝に水が溜まっていることは聞いていたが、医師による診察等を受けていることは聞いておらず、腰痛があることも聞いていない。告知を要するのは、過去5年以内または最近3か月以内に医師の診察等を受けたことであるから、15年以上前に脳の手術を受けたことや、膝に水が溜まっていたこと自体は、告知の対象ではない。
- (3) 募集人が、告知書の一部の入力を代行したことは認めるが、申立人の申し出に沿って代行入力したものであり、法的に問題のある行為ではない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、既払込保険料相当額等の損害賠償は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人から膝に水が溜まっていることを聞いており、そのような体の不調を抱える申立人に対し、治療のため病院に通っているか否かを尋ねることは極めて容易であつたと言え、また、募集人がそのような確認を行って通院の事実を聞いていれば、本件にお

いても適切な告知がなされていた可能性がある。

- (2) 募集人は、引受緩和型保険もしくは本契約のいずれを提案するかを判断するために、申立人に告知書の項目の内容を聞いており、申立人に適切な保険を勧めるためにも、膝の不調に対する通院の事実の確認は必要であったと思われ、募集人が確認を行っていたら、申立人は、引受緩和型保険に加入することも検討した可能性がある。
- (3) 募集人は、告知書の告知詳細内容について申立人に代わってタブレットの入力を行っているが、生命保険の申込みの際に健康状態等を告知することは、保険契約者および被保険者に課せられた義務であり、保険会社が公平な生命保険の引受判断をするための重要な事項であることに鑑みれば、告知書には、本人がありのままを正確に漏れなく記載することが求められる。募集人が告知書の代行入力をするのは、単に保険会社の募集のルール違反というだけに留まらず、不適切な行為であったと言わざるを得ず、特に本件では、申込みの際に申立人の子が同席しており、申立人がタブレットの入力に戸惑っていたとしても、助力を求めることが容易であった。